

資料 1**救護施設におけるこれまでの罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援及びその課題の検証**

施設の所在ごとに全国6つのブロック（北海道・東北、関東、北陸・中部、近畿、中国・四国、九州）に分けて集計をした。

1 貴施設についてお聞かせください**① 施設の設置主体**

	北海道・東北	関 東	北陸・中部	近 畿	中国・四国	九 州	全 体	構成比
県 立	7	2	1	1	0	0	11	9.2%
市 立	4	4	3	1	3	2	17	14.3%
町 立	0	0	1	0	0	1	2	1.7%
民 間	11	18	13	16	8	14	80	67.2%
組 合	0	0	3	0	2	0	5	4.2%
事 業 団	0	0	0	0	0	4	4	3.4%
合 計	22	24	21	18	13	21	119	100.0%

② 施設の運営形態

	北海道・東北	関 東	北陸・中部	近 畿	中国・四国	九 州	全 体	構成比
公設公営	0	2	4	0	5	4	15	12.6%
公設民営	7	4	4	2	0	0	17	14.3%
民設民営	15	18	13	16	8	17	87	73.1%
合 計	22	24	21	18	13	21	119	100.0%

③ 専門職の配置

	北海道・東北	関 東	北陸・中部	近 畿	中国・四国	九 州	全 体	構成比
社会福祉士	12	16	11	14	5	10	68	14.3%
介護福祉士	20	18	19	18	10	18	103	21.7%
精神保健福祉士	6	13	7	8	2	5	41	8.6%
ケアマネージャー	12	13	13	10	3	3	54	11.4%
臨床心理士	0	1	0	0	0	0	1	0.2%
社会福祉主事	20	22	18	16	9	17	102	21.5%
ホームヘルパー	16	19	10	13	8	14	80	16.9%
レクインストラクター	3	2	2	5	2	5	19	4.0%
その他	0	3	0	3	0	0	6	1.3%
合 計	89	107	80	87	39	72	474	100.0%

④ 定員数と知的障害者数

	北海道・東北	関東	北陸・中部	近畿	中国・四国	九州	全体
30						1 (5)	1 (5)
40				1 (29)			1 (29)
50	1 (48)	6 (75)		3 (28)	4 (43)	7 (97)	21 (291)
55	1 (41)						1 (41)
60		1 (16)	2 (37)	2 (29)	5 (85)	4 (59)	14 (226)
68							0
70	1 (36)	1 (44)	2 (41)	3 (53)	1(無回答)	2 (58)	10 (232)
75			1 (28)			1 (42)	2 (70)
76	1 (52)						1 (52)
80	3 (147)	3 (65)	3 (81)		2 (30)	2 (2)	13 (325)
82							0
84							0
85		1 (71)					1 (71)
86							0
90	1 (39)		1 (12)		1 (26)		3 (77)
98							0
100	8 (285)	8(290)	4(327)	5(126)		2 (11)	27(1039)
104		1 (30)					1 (30)
110			1 (24)	1 (21)		1 (33)	3 (78)
120	2 (168)					1 (29)	3 (197)
124			1 (67)				1 (67)
126			1(無回答)				1(無回答)
130	1 (131)						1 (131)
140			1 (42)				1 (42)
145							0
150	3 (281)	1 (19)	2 (80)	2 (63)			8 (443)
160							0
180		1 (23)					1 (23)
190			1(105)	1(120)			2 (225)
195		1 (1)					1 (1)
200			1(無回答)				1(無回答)
202							
240							
合計	22(1228)	24(634)	21(844)	18(469)	13(184)	21(336)	119(3695)

注 () 内は定員中の知的障害者数の総数

2 受刑及び拘置経験のある人について施設での受け入れについて

① 施設利用の相談を受けたことがあるか否か

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
あり	8	11	7	10	7	8	51	42.9%
なし	14	13	13	8	6	13	67	56.3%
無回答	0	0	1	0	0	0	1	0.8%
合計	22	24	21	18	13	21	119	100.0%

②-A ①でありと答えた場合の相談件数

	北海道 東北	関東	北中 陸部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
平成15年	3	5	2	1	3	8	22	15.4%
平成16年	2	2	2	4	2	4	16	11.2%
平成17年	3	8	4	4	2	6	27	18.9%
平成18年	6	10	6	11	5	6	44	30.8%
平成19年	6	7	3	9	6	2	33	23.1%
不明	0	1	0	0	0	0	1	0.7%
合計	20	33	17	29	18	26	143	100.0%

②-B 相談者は誰ですか（複数回答）

	北海道 東北	関東	北中 陸部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
本人	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
家族	0	3	0	0	0	0	3	2.0%
福祉事務所	19	36	12	25	16	24	132	88.0%
病院	0	0	0	4	2	0	6	4.0%
保護司	0	0	1	1	0	1	3	2.0%
民生委員	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
ケアマネージャー	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
相談支援事業所	0	0	0	1	0	1	2	1.3%
その他	1	0	1	1	0	1	4	2.7%
合計	20	39	14	32	18	27	150	100.0%

③ 相談対象者の受け入れはどうなりましたか

	北海道 東北	関東	北中 陸部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
ア. 受け入れに至った	14	21	10	18	9	21	93	65.0%
イ. 受け入れに至らなかった	6	10	7	11	8	5	47	32.9%
不明	0	0	0	0	1	0	1	0.7%
今後予定者	0	2	0	0	0	0	2	1.4%
合計	20	33	17	29	18	26	143	100.0%

④-A 受け入れる際に施設で特別なプログラムが用意されていたか

	北海道 東北	関東	北中 陸部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
はい	1	2	0	3	3	4	13	9.1%
いいえ	4	4	6	14	14	17	59	41.3%
無回答	15	27	11	12	1	5	71	49.7%
合計	20	33	17	29	18	26	143	100.0%

④-B 施設で受け入れる際の障壁（3つチェック）

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
療育手帳の取得	0	0	1	0	1	1	3	4.3%
援護の実施市町村の決定	0	0	0	2	0	1	3	4.3%
経済保障(障害基礎年金・生活保護の手立て)	1	0	0	2	0	0	3	4.3%
契約の問題	1	0	1	1	2	1	6	8.6%
サービス利用調整システムの問題	0	0	1	2	1	1	5	7.1%
本人又は家族の同意	1	1	2	3	2	0	9	12.9%
個人情報の不足	2	2	4	7	4	4	23	32.9%
後見人の問題	0	1	1	0	3	2	7	10.0%
その他	3	4	1	2	1	0	11	15.7%
合計	8	8	11	19	14	10	70	100.0%

④-C 受け入れてみて困難な事項は（3つチェック）

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
障害程度区分が低い(実際の支援の量と比較)	0	1	0	0	0	0	1	1.1%
専門職の配置が無い(職員不足)	0	1	2	3	3	0	9	9.6%
他利用者等への人権侵害	0	1	1	3	3	1	9	9.6%
手がかかる(職員の精神的・体力的負担)	1	1	2	4	2	4	14	14.9%
将来展望が描けない	3	1	3	0	1	2	10	10.6%
施設利用中の再犯(施設内外)	1	2	1	3	1	4	12	12.8%
個人情報の取り扱い	0	1	0	3	0	2	6	6.4%
再犯防止プログラムの未整備	2	1	1	4	0	1	9	9.6%
施設の立地環境と本人の犯罪性とのミスマッチ いなくなる	1	0	1	2	0	4	8	8.5%
障害基礎年金の受給が困難	0	0	0	0	0	1	1	1.1%
施設職員の理解がない	0	0	1	0	0	0	1	1.1%
その他	3	3	1	1	1	0	9	9.6%
合計	12	12	13	26	12	19	94	100.0%

⑤ ③のイで受け入れられなかった理由は（3つチェック）

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
療育手帳の取得	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
罪名（罪の重さ、施設周辺への影響）	1	1	0	0	2	0	3	4.6%
専門職の配置がない	0	0	1	1	2	0	4	6.2%
他利用者への人権侵害の恐れがある	2	0	1	1	4	1	8	12.3%
授課の実施市町村の問題	0	0	0	1	0	0	1	1.5%
契約の問題（契約になじまない）	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
本人が利用を望まなかった	1	2	2	1	0	1	7	10.8%
家族が利用を望まなかった	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
費用負担の問題（障害基礎年金の未受給等）	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
後見人の問題	0	0	0	0	1	0	1	1.5%
再犯の可能性が高い	0	4	0	0	1	2	7	10.8%
満期出所のため法的拘束力等がない	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
手がかかる（職員の精神的・体力的負担）	0	1	1	1	2	1	6	9.2%
定員がいっぱいであった	1	5	2	1	3	0	12	18.5%
施設職員の理解が得られない	1	1	1	0	1	2	6	9.2%
その他	1	5	2	1	1	0	10	15.4%
合計	7	19	10	7	17	7	65	100.0%

⑥ イで受け入れなかった人のその後は

	北海道 東北	関東	北陸 中部	近畿	中国 四国	九州	全体	構成比
わからない	3	6	0	2	5	2	18	62.1%
他法人の福祉施設	0	1	0	1	1	1	4	13.8%
ホームレス	0	0	0	1	0	1	2	6.9%
知人（友人）宅	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
自宅	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
法人内の他の施設	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
行方不明	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
親戚宅	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
社員寮	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	2	1	1	1	0	5	17.2%
合計	3	9	1	5	7	4	29	100.0%

⑦ 法的整備を含めて受け入れやすくするためには何が必要か（3つチェック）

	北海道 東北	関東	北 中 陸 部	近畿	中 四 国	九州	全体	構成比
障害程度区分が高く判定される	0	1	0	0	2	1	4	3.3%
療育手帳取得要件の緩和	0	0	1	1	0	2	4	3.3%
措置入所の弾力的運用ができる	1	1	1	4	0	3	10	8.2%
特別加算等何らかの加算がある	3	3	1	2	1	3	13	10.7%
自治体の積極的関与がある	3	4	3	1	2	4	17	13.9%
専門職の配置がされる	5	5	2	6	5	4	27	22.1%
仮釈放で保護観察がある	2	2	0	0	0	1	5	4.1%
障害基礎年金の受給要件緩和	0	1	0	1	0	1	3	2.5%
法務省と連携による新規事業立ち上げ	3	7	3	9	3	1	26	21.3%
満期出所の場合でも何らかの法的拘束力がある	1	4	1	2	0	2	10	8.2%
その他	1	1	0	1	0	0	3	2.5%
合計	19	29	12	27	13	22	122	100.0%

3 受け入れた人の詳細

アンケート調査項目④の③で「ア」で実際に受け入れられた人の詳細について、以下まとめたものである。

相談を受けたことが「あり」と回答した51施設における5年間の相談件数は143件である。その中で実際に施設受け入れにいたった件数は93件であった。それらの人の具体的状況については69名分の事例が報告され、以下はそのデータの分類である。

① 性別

男性が圧倒的に多い。

	人数	構成比
男	61	88.4%
女	8	11.6%
合計	69	100.0%

② 受け入れ時の年齢

最年少は20歳、最高齢は86歳であった。平均年齢49.7歳。

	人数	構成比
～20	1	1.45%
21～25	0	0%
26～30	6	8.7%
31～35	4	5.8%
36～40	7	10.1%
41～45	8	11.6%
46～50	7	10.1%
51～55	12	17.4%
56～60	9	13.1%
61～65	10	14.5%
66～70	3	4.35%
71～75	1	1.45%
76～	1	1.45%
合計	69	100.0%

③ 受け入れ期間

複数回入所しているケースがあるが、直近の数字をカウントした。

平成3年から受け入れている事例が最長であった。(5年間にはカウントせず)

	件数	構成比
1年未満	23	33.3%
2年未満	22	31.9%
3年未満	14	20.3%
4年未満	6	8.7%
5年未満	4	5.8%
合計	69	100.0%

④ 受け入れ前施設

受け入れ前の施設では圧倒的に「刑務所」(34.8%)が多く、次に「警察署」、「拘置所」の順になっている。

	件数	構成比
刑務所	24	34.8%
警察署	10	14.5%
拘置所	9	13.1%
留置所	3	4.35%
少年院	1	1.45%
医療刑務所	1	1.45%
少年鑑別所	1	1.45%
更生保護施設	2	2.90%
婦人相談所	1	1.45%
児童自立支援施設	1	1.45%
精神病院	2	2.90%
不明	14	20.30%
合計	69	100.0%

⑤ 罪名別集計

罪名については重複して記載されている事例もあるため、総件数より多くなっている。罪名で多いのは窃盗(33.8%)でついで「無銭飲食」「器物破損」の順になっている。

	件数	構成比
窃盗	27	33.7%
殺(害)人	5	6.3%
傷害	3	3.8%
器物破損	5	6.3%
放火	3	3.8%
無銭飲食	5	6.3%
暴行	3	3.8%
恐喝	2	2.5%
殺人未遂	3	3.8%
婦女暴行	1	1.2%
銃刀法違反	1	1.2%
薬物(覚醒剤)	3	3.8%
虐待	1	1.2%
強盗致傷罪	1	1.2%
恐喝未遂	1	1.2%
住居侵入	3	3.8%
売春	1	1.2%
詐欺	1	1.2%
空き巣	1	1.2%
その他	4	5.0%
不明	6	7.5%
合計	80	100.0%

⑥ 刑期別集計

刑期の期間については、最長で10年である。

	件数	構成比
6か月以下	14	20.2%
6か月超え～1年未満	4	5.8%
1年超え～2年未満	5	7.2%
2年超え～3年未満	3	4.3%
3年超え～4年未満	1	1.5%
4年超え～5年未満	2	2.9%
5年超え～6年未満	1	1.5%
6年超え～7年未満	3	4.3%
7年超え～8年未満	1	1.5%
8年超え～9年未満	0	0.0%
9年超え～10年未満	0	0.0%
10年以上～	1	1.5%
書類送検	1	1.5%
不明	33	47.8%
合計	69	100.0%

⑦ 執行猶予の有無

執行猶予の年数については、2年・3年・5年という年数でそれぞれ1名ずつある。

	件数	構成比
あり	16	23.2%
なし	31	45.0%
回答なし	10	14.5%
不明	12	17.3%
合計	69	100.0%

⑧ 仮釈放・満期釈放の有無

69名の事例のうちで仮釈放での受け入れは1名、満期釈放での受け入れは31名である。不明が37名あり。

⑨ 受け入れ時の療育手帳の有無

療育手帳は都道府県によって区分や呼び名も違っている。

	件数	構成比
あり	27	39.1%
なし	31	45.0%
回答なし	8	11.6%
不明	2	2.9%
申請中	1	1.4%
合 計	69	100.0%

	件数	構成比
A	2	7.4%
B	4	14.8%
B 1	8	29.6%
B 2	9	33.4%
愛の手帳 4 級	2	7.4%
精神障害者手帳 2 級	1	3.7%
身体障害者手帳 2 級	1	3.7%
合 計	27	100.0%

⑩ 現在の障害程度区分

新法の区分で回答した施設、旧法での回答した施設があったが、69名中7名について回答がある。62名については不明や回答なしである。

障害程度区分は 新法では区分2（2名）、区分1（1名）、旧法ではB（3名）C（1名）である。

⑪ 現在の障害基礎年金の有無

年金受給者は少ない状況であった。

	件数	構成比
あり	20	29.0%
なし	31	45.0%
回答なし	15	21.7%
不明	2	2.9%
申請中	1	1.4%
合 計	69	100.0%

	件数	構成比
障害基礎年金 1 級	4	20.0%
障害基礎年金 2 級	16	80.0%
合 計	20	100.0%

⑫ 加算の有無

加算は近畿地区の施設に多い

	件数	構成比
あり	9	13.05%
なし	49	71.0%
回答なし	9	13.05%
不明	2	2.9%
合計	69	100.0%

⑬ 現在の状況

	件数	構成比
受け入れ先の施設を利用中	39	56.5%
アパート・自宅・GH等	8	11.6%
法人内の事業所を利用中	1	1.45%
他の法人の施設を利用中	4	5.8%
病院（精神科等）へ入院中	4	5.8%
死亡	1	1.45%
再犯	2	2.9%
不明	7	10.2%
その他	3	4.3%
合計	69	100.0%

平成20年度 研究報告書

1 研究分担者 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 宮城県船形コロニー 総合施設長 高橋 勝彦

I 研究目的

本研究は、罪を犯した知的障害者が矯正施設（刑務所、少年院等）を出所後において再犯することなく地域で住民として当たり前の生活が送れるよう矯正・更生保護サイドと福祉サイドが連携して、どのような支援システムを作り上げていくべきか基礎的考察を行うため施設における取り組みの現状と課題について研究・考察を行うことを目的としている。

平成20年度の研究は、地域で生活を送る上で支援や様々な生活上の相談の窓口となり地域生活支援のキーパーソンともいえる相談支援事業所において罪を犯した障害者の相談・支援の実態はどのようなになっているか調査することで地域での生活を支えるための課題を検証することにした。また、平成18年度の調査事例について支援会議等へ参加を通して関わりながら地域生活の課題を検証した。

II 研究方法

研究1 相談支援事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況調査と課題の検証

県内で相談支援事業を行っている35の事業所に対して、アンケート調査を実施した。

アンケートの項目については、(1)事業所について(2)矯正施設等での入所経験がある人の相談について の大きく2つの項目であり、とくに(2)では①相談を受けたことがあるか否か、②相談件数はどうか、③相談を受け入れたかどうか、④相談・支援にあたり困ったことはなにか、⑤相談を断った理由は何か、⑥受け入れて支援するにあたり相談支援事業所として必要なことは何か、⑦受け入れやすくするために何が必要か、ということで詳しく項目を設定した。

(倫理面の配慮)

この調査（アンケート調査）を実施するにあたり、得られた調査結果については本研究をまとめるだけに使用し、それ以外に使用しないこと、また事業所名が特定されることのないように十分配慮することを、ご協力いただいた施設に対して文書にて説明し、同意を得た上で実施した。

研究2 平成18年度の調査事例から地域生活の課題の検証

支援会議への参加を通して関わりを持ちながら地域での生活について課題を検証した。

Ⅲ 研究結果と考察

研究1 相談支援事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況調査と課題の検証

(1) 調査概要

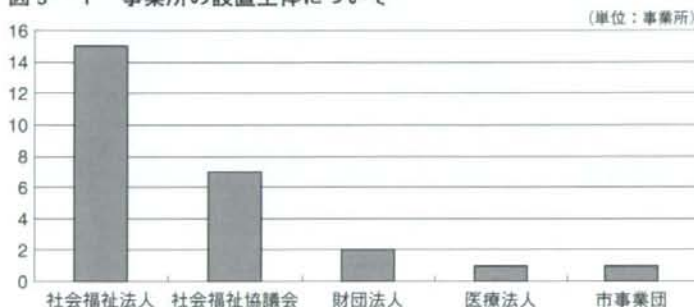
調査は県内にある35か所の相談支援を行っている事業所（平成19年度県の名簿に登録されている事業所）へアンケート票を送付依頼して調査を行った。26事業所から回答があった。（アンケートの回収率は74.3%である）

(2) 調査結果・考察

① 貴事業所についてお聞かせください

① 事業所の設置主体

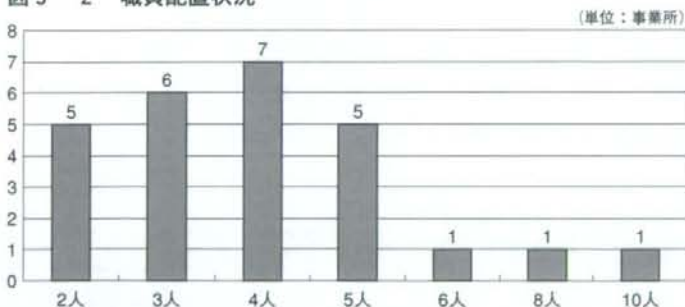
図3-1 事業所の設置主体について



相談事業所の設置主体については図3-1に示されるように、民間社会福祉法人で設置している事業所が多い（15事業所）、社会福祉協議会というのは市や県の社会福祉協議会である。

② 職員の配置

図3-2 職員配置状況



職員の配置状況を図3-2で見ると10人を配置している事業所が1か所あるがほとんどの事業所は3～4人を配置しているところが多い。平均すると1か所あたり4.03人である。

【考察】

10人の職員が配置されているところは別にしても、3～4人の所が多いが相談支援事業所が置かれている地域や市町村によってこの人数で全ての相談や支援に応じきれない状況もあるのではない

かと思われる。

③ 配置職員の職種について

図 3-3 配置職員の職種



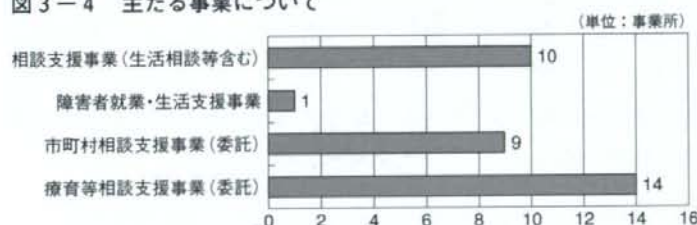
職員配置の中で、職種を見ると相談員という職種が一番多いが、PSWの資格を持った職員を配置している事業所が、11か所ありその人数は21人である。中には全員がPSWという事業所もある。(医療法人の事業所) その他の中には管理職や社会福祉士などである。

【考察】

PSWの配置が多いのは相談者に精神の病を抱えた人が多いことや相談が多岐にわたりそれだけ支援が難しい人の相談が多く、対応やコーディネートをするのに専門的知識が必要とされるためと思われる。

④ 主たる事業（重複している）

図 3-4 主たる事業について



主たる事業について大きく図3-4にまとめて示した。療育等相談支援事業(委託)が一番多く、ついで生活全般の相談を含む相談支援事業である。市町村から委託を受けての相談支援事業を行っているところもある。そのほか事業所が単独で行っている事業として、グループホームサービス支援、生活講座開設と交流室の提供、引きこもり青少年社会参加支援、精神障害者コミュニティサロンの設置運営、一人暮らしへの生活支援、日中一時支援、面接電話、訪問相談等を行っている。

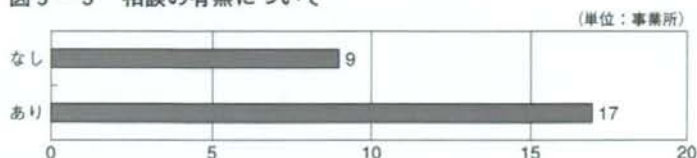
【考察】

市町村から委託を受けている事業所が多いのは、市町村が単独で行うには人もノウハウ等含めてできないために委託されていると思われる。(単独で行っている市町村もある)

② 矯正施設での入所経験のある人の相談について

① 相談を受けたことがあるか

図3-5 相談の有無について



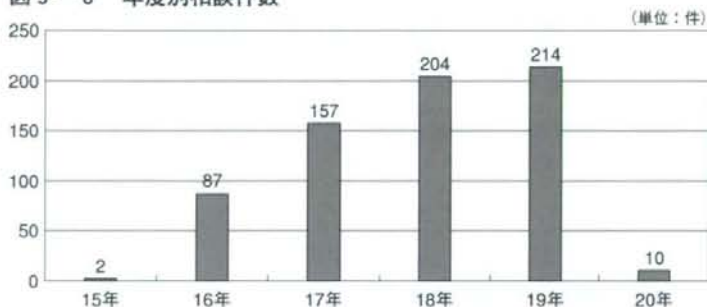
罪を犯した障害者の相談を事業所として受けたことがあると回答した事業所が17事業所で(65%)、一方なしと回答した事業所は9事業所であった。

【考察】

相談があるということは、本人や家族も含めて困っている状況があるからではないか、一方で相談がなしということについては、相談事業所が置かれている地域ではそのような人がいないことやあるいは相談事業所がその様な人の相談に応じてくれることが分からないからと思われる。

②-A これまでの相談件数について

図3-6 年度別相談件数



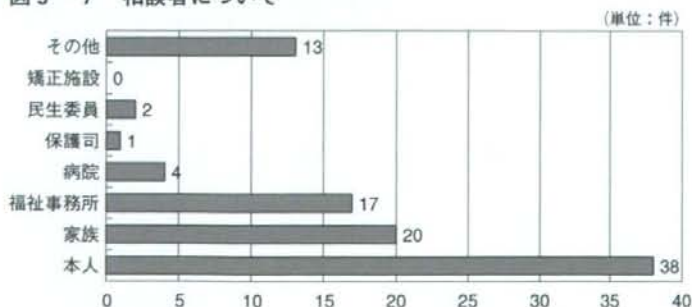
相談者の実人員は78人で相談件数は延べ674件であった。年度別の相談件数状況は図3-6の通りである。なお相談件数は一人で何度も相談をしているため延べ件数である。

【考察】

平成18年から増えているのは、障害者自立支援法の制定と相談がしやすい環境が整備されてきたためと思われる。

②-B 相談されてきた人はどなたですか

図3-7 相談者について



相談者を見ると、本人が一番多く相談をしている。ついで家族や福祉事務所という順になっている（相談者は重複している）。その他の中には、福祉施設や弁護士、保護観察所など相談者としてあげられている。

【考察】

相談者として本人が多いのは身近にそのような場所があり相談に訪れやすい環境が整っているからではないか、また家族が多いのは家族として本人への対応に苦慮しているため相談をしていると思われる。福祉事務所については、本人や家族からの相談を受けて地域生活を直接支援する相談事業所へ対応を含めて相談をしているのではないかとと思われる。

②-C 相談を受けてどのように対応したか

図 3-8 相談を受けての対応



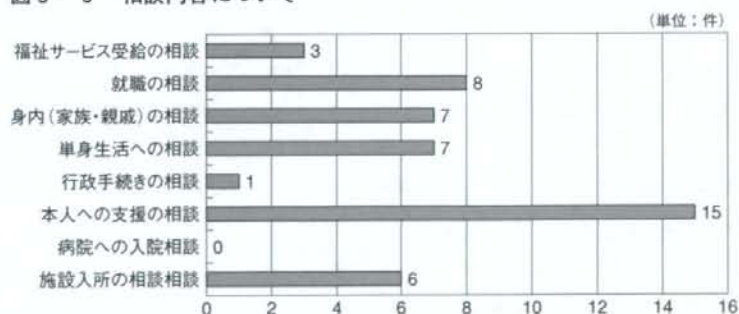
相談があったのは実人員で78人であったが、相談を断ったのは2人である。断った理由については、⑤の項目でも理由を聞いているため、詳細はそこで述べるが相談の内容が直接事業所で支援をする内容でないためである。しかし、ほとんどは断らずに（76/78、97%）相談を受けている実態がある。

【考察】

相談支援事業所として、ほとんど断らずに相談を受けて対応していることから、事業所が地域との関係において密接な繋がりができていると思われる。

③ 相談はどんな内容でしたか（3つチェック）

図 3-9 相談内容について



相談の内容を図3-9で示しているが、本人への支援の相談が一番多い、次いで就職の相談、単身生活、身内の相談の順になっている。その他として、生活のトータルな支援を希望している方が多く、また、日中活動場所を紹介してほしい、異性に対する感情についての相談や宗教活動に関する相談などの記述がある。

【考察】

本人への支援の相談については②-Bでも相談者で本人や家族が多いことからわかるように、本人自身もどのように生活をして良いかわからずに、困って自分のことで相談をしているのではな

いか。また家族が犯罪者である本人が地域からも疎外され、再犯をするのではないかという心配があってどのように本人を支援してよいか苦慮して相談をしているものと思われる。就職の相談についても、経済的な保障とメリハリのある生活を求めている相談であると思われる。このように見ても相談の内容が非常に多岐にわたっていることがわかり、それぞれの相談についても対応には相当苦慮していると思われる。

④ ②-Cで受け入れて相談・支援にあたり困った事項はなんでしたか（複数回答）

図3-10 相談・支援で困ったこと



複数の回答ではあるが、相談・支援にあたり困った事項を見ると、「受け入れてくれる施設が見つからない」が一番高い数字であった。次いで「個人情報の不足と取り扱い」、「家族の問題」の順になっている。その他では、本人自身の罪名だけの問題ではなく、精神疾患や性格、理解力、あるいは更生しようとする意思の欠如などがあって支援に困っているという記述がある。

【考察】

受け入れてくれる施設が見つからないということは、罪を犯した障害者の場合家族関係の崩壊(本人受け入れ拒否)や地域社会から排除されていたりするため地域での生活が困難な状況が生まれていることから、生活の場の確保が必要になる。しかし入所施設は定員が一杯であり、ショートステイも満床で使えない、また犯罪名により施設利用を拒否されるなど、相談事業所から受け入れの依頼や相談があっても、施設が負うリスクを考えると容易には受け入れられない施設側の事情もあるのではないだろうか。

個人情報の不足と取り扱いについては、相談支援事業所であっても全ての情報が提供されるわけではないということだと思う。その他の中にも「矯正施設との情報のやり取りに時間がかかってしまった」という記述があることから、情報はプライバシーや個人情報保護の観点から難しい問題や課題はあっても本人への支援ということを考えたとき必要な情報はお互いが共有しておくことが必要と思われる。家族の問題については、本人が犯罪者であることから家族が受け入れ拒否をしていることに対して、事業所として家族へどのようにして本人を理解させて(障害についての理解をさせることも含めて)受け入れるようにするか対応に苦慮しているのではないかと。

⑤ ②-Cで相談を断った理由はなにか

相談を断ったのは2件あった。その理由として、1つは、生活保護の相談を優先したため窓口をそちらにした。2つは、金銭問題で他の支援機関が支援をしているため支援事業所の業務でない

判断した。

⑥ 受け入れて支援するにあたり相談支援事業所として必要と思われることは何ですか(複数回答)

図3-11 受け入れて支援をするにあたり相談支援事業所として必要なことは



相談支援事業所として必要と思われることは何かということで、複数回答ではあるが、関係機関とのネットワークの構築が一番高い数字である。次いで矯正施設との連携、援護の実施者との連携が同じ数字である。

【考察】

事業所として相談を受けて支援にあたる時、そこから次にどこへつなぐか、地域のサービスは何があるか、それをどのように活用するか、そして医療（特に精神科）や行政機関とどのように関わるかなど本人への支援にあたっては事業所だけですべてが行えるわけではないため、地域にある様々な機関や資源そしてサービスを利用する事で地域での生活が可能になることから関係機関とのネットワークの構築が地域支援を行うためには最も重要なことと思われる。そのことで援護の実施者や矯正施設との連携も図られていくと考える。

情報の必要性については、支援する人の情報はもちろん知っておく必要はあり、それは相談者である本人の家族との連携を日頃よりとっておくことで情報が取れることでもある。（個人情報の関係で難しい問題もあるにしても）他にも地域に関する情報を把握しておくことで、その地域における社会資源の把握にもつながりよりスムーズな支援ができることから必要と思われる。支援技術を高めることや法律、制度の理解についての数字が低いのは、これは職員個人のスキルを高めるためには必要なことではあるが、事業所全体としては先にあげたようなことが大事なことと考える。

⑦ 法的整備を含めて相談を受け支援をしやすいするためには何が必要と思われるか（複数回答）

図12 法的整備を含めて相談を受け支援しやすいために何が必要か



複数回答ではあるが、専門的な機関（窓口・一時受け入れ）が必要という項目が一番高い数字となっている。次に自治体の関与と保護司などの司法関係者との連携という結果である。これらの項目は「相談を受けた」ことがある事業所ほど高い数字を表していた。自立支援協議会の機能充実ということは自治体の関与と関係から高い数字であるといえる。

【考察】

罪を犯した障害者（精神障害を併せ持っている人）の支援は難しい問題や課題を抱えている。特に家族との関係が壊れている場合が多いため（家族が受け入れを拒否しているなど）矯正施設を出所してくる段階で家族との生活が困難な場合や本人がそれを望まない、あるいは地域社会が受け入れを拒否している状況などがあるため相談があったときに一時的に本人を受け入れてくれる場所が必要ということではないか。また、本人自身の抱える問題が罪を犯したということだけではなく、併せ持つ障害特性などもあり相談支援事業所では対応できない事例などがあるため、そのような人々への支援については専門的な機関（窓口）が必要と思われる。なお専門的な機関が矯正施設に入っている段階から関わることができ、服役中に出所後を見据えてケアマネジメントがなされるならば出所後における福祉サービスへスムーズにつながると考えられる。

自治体の積極的な関与や保護司など司法関係者との連携については、地域生活を支援するにあたり、事業所だけでは難しいことも多いため自治体の果たすべき役割や保護司などが持っている矯正・更生に関するノウハウや情報などそれぞれの立場から相談事業所と連携をすることで支援がより効果的に行われるものと考えられる。

自立支援協議会の機能充実については、相談が「ある」、「なし」にかかわらず罪を犯した障害者や地域で生活している障害者の抱える問題や課題への対応や支援のあり方などをこの協議会で話し合いが行われるなどの機能充実が求められる。のではない。

その他の中に、「自立支援協議会で受け皿となる資源等の基盤整備について協議されることが必要であり、基盤整備は障害福祉計画に基づいて実施されることから自治体との連携が不可欠です」という記述があることから、この協議会の充実と自治体の積極的な関与は今後の地域生活支援ということにおいては重要なことと考える。

(3) 結論

相談事業所における罪を犯した障害者の相談と支援の状況について調査をした。回答があった26事業所のうち17の事業所で相談が「あり」、相談を受けている。相談件数をみると（同じ人が何度も相談をしている）実人員は78人で延べ件数が674件ということで平成15年から平成20年までの数

字としては多いと思われる。平成18年の障害者自立支援法の制定以後は相談件数が増えている。また罪を犯した障害者の場合は相談内容が多岐にわたり、本人だけの問題ではなく家族を含めた対応が必要となるなど相談事業所だけでは支援が難しい状況もあると思われる。そのような中で相談支援事業所としては窓口に来た相談者に対して障害の違いが（知的、精神、身体等）あっても相談を断ることなく対応をしていることが伺えた。そうしたことから相談事業所が相談者にとっては地域における「安心」の場所になっているのではないかと考える。しかし罪を犯した彼らを地域で支えるには相談支援事業所だけでは難しい問題や課題もあることがわかった。

この調査結果から見えてきた相談支援事業所としての課題を次のとおりまとめた。

- ① 矯正サイドを含めた関係機関（行政、医療、福祉、地域等）とのネットワークの構築
- ② 一時的な受け入れと対応のための専門的な機関の必要性
- ③ 自立支援協議会の機能充実を含めた自治体の積極的な関わり
- ④ 支援システムの構築
- ⑤ 情報の必要性と活用

研究2 平成18年度の調査事例から地域生活の課題の検証

支援会議への参加と通して関わりを持ちながら地域での生活について課題を検証した。

(1) 研究結果

平成18年度の23事例の中から研究協力者がまとめた事例の中で本人に対して行われる支援会議へ参加しながら地域生活における課題を探った。支援会議の運営は福祉事務所が中心的役割（コーディネーターとしての役割）を果たしており事例の支援に関わる全ての機関が参加して行われている。その中でも地元の警察が参加していることについては他の知的障害者の支援会議とは異なると思われる。それは犯した罪と深く係わりがあるためと考えられる。会議はおおよそ毎月1回ほど開かれており、事例の生活・行動・医療状況等についてそれぞれの機関から報告がされお互いに情報を共有しながら、それぞれが持つサービスを提供して支援にあたってきた。しかし事例は精神的な変調（イライラする等）をきたすことが良く見られ、そのたびに通院や入院を繰り返していることから医療（精神科）との連携は地域生活を支える上で重要な要因の一つになっていることが理解できた。

(2) 考察

支援会議への参加を通して事例の地域生活についての課題を検証してきた。一つは、父親との関係である。本人への放任や親としての役割を果たしていないなどから反抗的な態度やイライラが募り飛び出しなどの問題を起こしているため生活場所を切り離している。今後は良好な関係をどう構築していくか課題である。二つは、本人自身の問題である。生活場所や活動場所を用意して地域生活が送れるように環境を整備しても、自分の気持ちのコントロールができなければホームでの仲間や職員との関係もうまくいかないため、それをどのように本人自身が理解をして日常生活が送れるかということ。三つは、医療との関係である。本人が精神的な変調をきたした時に、通院や入院ができるように常に医療（精神科）との連携が図られること。四つは、地域との関係である。地域が犯罪者として事例を見ている様子は見られず、地域から排除されている状況もないため、今後も地域の中で生活が送れるように支援機関が十分にそのことを意識していく支援を進めていく必要があ